

統計委員会における毎月勤労統計に係る諮問審議（平成28年 11月～平成29年1月）に関する主な審議経緯等

平成31年3月6日
統計委員会

標題に関して理解を深めていただくため、以下のとおり取りまとめました。

- 每月勤労統計のギャップ補正方法等については平成27年12月11日の基本計画部会（第65回）において、「労働者数の基準数値の更新時の補正方法」も論点の一つとされ、厚生労働省から労働者数の基準数値の更新（以下「ウエイト（ベンチマーク）更新」という。）時の補正方法の取扱いを含めた説明が行われた。
- その後、平成28年3月22日の基本計画部会（第68回）での「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）」において、毎月勤労統計の「賃金・労働時間指数のギャップ補正方法」に係る審議結果報告がなされた。その中では、ウエイト（ベンチマーク）更新時の補正方法も論点の一つとされた。そして毎月勤労統計の賃金指数等に係るギャップ（ウエイト（ベンチマーク）に起因するものを含む）の補正方法について整理した。
 その中で、「ローテーション・サンプリングの導入や毎年の事業所母集団データベースの使用が実現すればギャップの縮小は見込まれるもの、それでも発生するギャップに対応した指標の作成方法については、本統計の意図しているものや期待される役割を考慮して、引き続き、厚生労働省において検討していく必要がある」としたうえで、課題解決に向けた今後の取組の方向性として、厚生労働省に対して「平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに結論を得る」と提言した。
- その後、新旧データ接続検討ワーキンググループにおいては、標本交替による新旧断層への対応、母集団情報の変更に伴う更新（比推定における比や母集団の大きさ等の更新）を検討対象とする一方、ウエイト（ベンチマーク）更新を対象外としたうえで、月次または四半期の周期で行われる9つの基幹統計調査を比較した。この比較検討を踏まえ、平成28年8月31日の第3回の同ワーキンググループにおいて、以下のような「望ましい方法」の整理がなされた。
 - ① 標本交替による新旧断層への対応としては、
 - ・（過去値を補正し断層を解消することなく）新旧計数をそのまま接続すること
 - ・断層が過度に拡がる前に、標本を交替させることに加えて
 - ② 母集団情報の変更に伴う更新については、
 全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合、それを利用して数値を滑らかに遡及改定すること

- これらを、毎月勤労統計の「賃金」に当てはめると、①に言う標本交替には該当するものの、「賃金」についてはそもそも全数調査がないため、②に言う「全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合」に該当しないこととなる。
- こうした議論を経て、統計委員会において毎月勤労統計調査に係る諮問審議（平成28年11月～平成29年1月）が行われた。厚生労働省から提出された資料にはウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップについて明示されておらず、厚生労働省からの変更申請は標本交替に起因するギャップとウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップを区別せず一体のものとしてなされたため、ウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップに着目して議論することはなく審議を進め、「調査統計は遡及改定しない」という原則的な考え方によらして、賃金指数の接続方法についても、従前の方法を改め、新旧指數をそのまま接続し遡及改定を行わないことについて適当という答申を平成29年1月27日に示した。
- その後、平成30年1月にローテーション・サンプリング方式に移行を開始し、実際に平成30年1月のギャップをウエイト（ベンチマーク）と標本交替の要因別に見たところ、過去の傾向とは異なりウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップが相対的に大きかった。これに伴いウエイト（ベンチマーク）更新に伴うギャップの処理方法が注目を集めた。このため、平成30年8月28日の第125回統計委員会において、「「毎月勤労統計」の接続方法及び情報提供に係る統計委員会の評価」を取りまとめ、新旧データ接続検討ワーキンググループにおいて考え方を整理する際に参考とした月次の基幹統計調査において結果を遡及改定していないことを踏まえ、毎月勤労統計調査の賃金指數における「ウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップ」についても、遡及改定しないことが適當な処理方法であることを明確化した。